

総合評価落札方式の主な改正点について

1 平成 25 年度の実施方針について

昨年度まで、原則 6,000 万円以上の「土木一式工事」及び「建築一式工事」について対象としておりましたが、平成 25 年度においては、工種にかかわらず、設計金額・工事内容・施工条件などを勘案して、実施効果の高い工事について実施します。

2 市内業者の施工割合の評価項目について

(1) 改正の内容

昨年度の評価項目では、市内業者への下請発注の有無を評価していましたが、今年度は、市内業者の活用度に応じた地域貢献度の評価とするために、「元請と一次下請における宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合」の評価に改正しました。

(2) 評価項目算定資料の記載のしかた

評価の対象は、「元請と一次下請における宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合」です。二次下請以降の請負額は対象外となります。

評価項目算定資料 様式 2 - 5 号（宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合に係る誓約書）に、割合を記載し、提出してください。

資料の提出時点では、実際の請負額や下請額が未定ですので、自社の過去の実績等を十分に検討し、達成可能な割合を記載してください。

なお、算出根拠（計算の内訳）を提出する必要はありません。

(3) 通常の場合の例

請負金額：1,000 万円（金額は消費税を含む）

元請	一次下請	二次下請
A 社(市内本店業者) 請負額 A 1,000 万円 一次下請額 A 800 万円 施工額 A = A - A 200 万円	B 社(市内本店業者) 請負額 B 500 万円 二次下請額 B 300 万円 施工額 B = B - B 200 万円 C 社(市外本店業者) 請負額 C 200 万円 二次下請額 C 100 万円 施工額 C = C - C 100 万円 D 社(市内本店業者) 請負額 D 100 万円 二次下請額 D 0 万円 施工額 D = D - D 100 万円	E 社 請負額 300 万円 F 社 請負額 100 万円

元請と一次下請における宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合

$$\begin{aligned}
 &= (\text{元請と一次下請の市内業者施工額合計}) \div (\text{元請と一次下請の施工額合計}) \times 100 \\
 &= (A + B + D) \div (A + B + C + D) \times 100 \\
 &= 500 \text{ 万円} \div 600 \text{ 万円} \times 100 \quad \underline{\underline{83\%}} \text{ (小数点以下切り捨て)}
 \end{aligned}$$

(4) 元請が市外本店業者を含むJVである場合の例

代表者を含む全構成員のうち、宇都宮市内に本店を有する業者の出資比率の合計(%)を元請の施工額 A に乗じた額を、元請の市内業者施工額とみなします。

(3)の例で、元請がJVで、出資比率【代表者(市外業者)50%、構成員 1(市内業者)30%、構成員 2(市内業者)20%】の場合

元請における宇都宮市内に本店を有する業者の施工額

$$= A \times (30\% + 20\%) = 200 \text{ 万円} \times 50\% = 100 \text{ 万円}$$

元請と1次下請における宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合

$$= (100 \text{ 万円} + B + D) \div (A + B + C + D) \times 100$$

$$= 400 \text{ 万円} \div 600 \text{ 万円} \times 100 = \underline{66\%} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

(5) 評価点の算定方法

市では、入札参加申請締切後、下記の算定式により、評価点を算定します。ただし、小数点第3位以下切捨てとし、算定結果がマイナスのときは評価点を0点とします。

算定した評価点は、これまで通り他の評価項目とあわせて公表します。

$$\text{算定式} : 0.25 \times (C - A) \div (B - A)$$

A：当該案件の全入札参加者が提出した市内業者の施工割合の平均値

B：当該案件の全入札参加者が提出した市内業者の施工割合の最高値

C：当該入札参加者が提出した市内業者の施工割合

市内業者の施工割合に応じて、評価点が0.25～0点の間で配点されます。

(6) 履行状況の確認

評価項目算定資料 様式2-5号(宇都宮市内に本店を有する業者の施工割合に係る誓約書)に記載した内容の履行状況は、工事完成時に下請体制表(共通仕様書関係様式様式第7号)により確認します。

したがって、下請契約として取り扱う内容についても、下請体制表と同様としてください。

警備等は下請契約として取り扱います。

材料購入は、販売者の所在地に関わらず、購入者(元請又は一次下請等)の施工額に含めます。

受注者側の原因により、誓約書の内容が履行されない場合は、工事成績評定点を減点する措置を行います。減点幅は、不履行の程度等を考慮して決定するものとし、施工計画の不履行に対する減点と合算で最大10点までとします。

発注者側の原因(設計変更など)による場合は、減点対象から除外します。

3 設計図書に関する質問への回答について

昨年度まで、設計図書に関する質問については、質問者にのみファクシミリにて回答していましたが、施工能力評価方式においては、回答日に入札情報ホームページへすべての質問と回答を掲載し、どなたでも閲覧できるようにしました。

ただし、技術提案評価方式の場合は、従来どおり質問者にのみファクシミリにて回答します。